



「インボイス制度」 「電帳法(電子帳簿保存法)」について 牛乳販売店の場合

10月1日から実施された「インボイス制度」。
これまでも、「全改協だより」では、ご説明の記事を数度掲載してきました。
でも、やっぱり複雑でよくわからない。
さらには、「電帳法(電子帳簿保存法)」というものも関係するらしい。
というわけで、再度、“できるだけわかりやすく”を心がけて
解説、ご説明をします。



3 インボイスにはどういう役割があるの?

- ①消費者が負担した消費税を事業者が正しく納めるように
- ②標準税率、軽減税率が正しく計算され納税されるように

そもそも消費税は、消費者がお金を支払った際に税金として事業者が消費者から受け取るもので、それを事業者が納税するしくみです。この考えによれば、すべての事業者が、販売によって消費者から預かった消費税(から仕入額分の消費税を差し引いた額)を計算し、納めるのが本来の姿です。しかしながら、後の「5」で説明する「免税事業者」は、現在、消費者から預かった消費税の納税は免除されています。事業の規模の小ささを考慮し、税金の計算の手間を省くためでした。これについて、消費者から預かった消費税はすべて納税されるようにすることが今回のインボイス制度の目的の一つです。

さらに、2019年に軽減税率制度が導入され、それまで一律だった消費税が10%と軽減税率の8%の2種類になったことをご存じだと思います。この2本立ての税金額を、前述「2」のように明示し、税額を間違えなくすることが、もう一つの目的です。

4 それではインボイスは自由に発行できるの?

自由に発行することはできません。インボイスを発行するには、次の二段階が必要です。

- ①まず税務署に「課税事業者」として登録する必要があります。従来、年間の(消費税)課税売上高が1,000万円を超える事業者は「課税事業者」、1,000万円以下の事業者は「免税事業者」と分類されていましたが、希望すれば売上1,000万円以下の事業者でも「課税事業者」になります。
- ②課税事業者になったうえで、次に「適格請求書発行事業者」として登録する必要があります。「課税事業者」のみが「適格請求書発行事業者」となります。

*はじめに

消費税の制度は、消費者から預かった消費税を事業者が代行して納税することになっています。

消費者に販売する小売事業者は、通常は、卸売業者から仕入れるか、あるいは原材料を購入するかの行為をします。この価格にも消費税がかかっています。ですから小売業者は、**自店の売上にかかる消費税額から、仕入金額にかかる消費税額を差し引いて(控除して)納税します。10月以前は、この方法で問題がありませんでした。**これが、10月から大きく変わりました。

1 そもそも、牛乳販売店は「インボイス制度」に関係するの?

結論から言ってしまうと、

- ①**売る相手が消費者だけ(保育園、学校、温浴施設などへの「卸」をしていない)の場合**
 - ②**10月以降も引き続き年間売上1,000万円以下の免税事業者を選んだ場合**
- であれば、影響はほとんどありません。①②の両方にあてはまる加盟店さまは、以下の説明は、参考として読んでください。

2 「インボイス」って何?

本来は「送り状」「請求明細書」という意味の英語ですが、いま問題になっている、日本の法律での意味は**適格請求書**のことです。発行する請求書が適格請求書の条件を満たすには、

- ①発行事業者の氏名(もしくは事業所名)と、登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(販売した品物、サービスの名称)
- ④税率ごとに区分して合計した対価額とその適用税率(8%と10%に分けることが必要)
- ⑤各税率ごとの消費税額
- ⑥請求書が発行される相手の氏名もしくは事業所名の6項目を記載することが求められます。

発行所 〒101-0065 東京都千代田区
西神田3-1-2ウインド西神田ビル502
一般社団法人全国牛乳流通改善協会
TEL.03-6380-8021
FAX.03-6380-8435
e-mail : mail@zenkaikyou.or.jp
U R L : www.zenkaikyou.or.jp
twitter : @zenkaikyou
facebook : 全国牛乳流通改善協会

紙面から

「インボイス制度」「電帳法(電子帳簿保存法)」について
— 牛乳販売店の場合 —
インフォメーション
(一)三画
(三)四画



自然の恵みを楽しむ方へ
おいしい
雪印メグミルク牛乳

低温脱気製法 低温でやさしく酸素を除去してから殺菌することで生乳本来の“おいしさ”を保つ技術です。



MBP
カルパワー
1日分のカルシウムと鉄分
栄養機能食品(鉄・葉酸)

ビタミンD 葉酸 ビタミンB12 **低脂肪**

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

宅配専用 雪印メグミルク 宅配フリーコール **0120-758-369** 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

商品の中身・成分に関するお問い合わせ <https://www.meg-snow.com/contact/t-inquiry/index.php>



9 経過措置もある

免税事業者相手に支払った消費税相当額は、預かった消費税額から差し引くことはできなくなるわけですが、これに対して**経過措置**があります。

免税事業者に支払った消費税相当額の一部を預かり消費税から差し引けるという措置で、

- ・本年10月1日から3年間、令和8年9月30日までは支払った消費税額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは支払った消費税額の50%を、それぞれ控除できます。

ですから、仮に、取引相手が課税業者の場合、その取引先課税業者の了解があれば、ご自分の店を免税業者にしたまま取り引きを続け、この6年の間に様子をみて決定することもできます。

10 ミルクカレンダーのあっせんに関して

インボイス制度についての解説の最後に、ミルクカレンダーのあっせんに関してご説明します。

<流改協さまの場合>

都道府県の流改協は、法人格を持っていない、登録事業者ではないケースが多いと思います。したがって、全改協のミルクカレンダーを各流改協さまから加盟店さまにあっせんしていただくにあたりましては、インボイス制度に基づく適格請求書は発行できません。従来のままの区分記載請求書を発行することになります。

<加盟店さまの場合>

加盟店さまは、流改協等の免税事業者からミルクカレンダーを買い取ることになります。これについては、仮に加盟店さまが課税事業者であっても仕入税額控除の対象にならないこととなりますが、「9」でご説明した経過措置により、3年間は80%、さらにその後3年間は50%の税額控除を受けられます。なお、経過措置による税額控除を受けるには手続きが必要です。

*インボイス制度のしくみ、運用等、詳しいことや具体的なことがもっと知りたい場合は

フリーダイヤル 0120-205-553
国税庁インボイス制度電話相談センター

もしくは、各都道府県の税務署にお問い合わせください。

11 電子帳簿保存法とは

次に、「電子帳簿保存法(電帳法)」についてご説明します。
牛乳販売店さまの中で、次の業務を行っている場合は対象になりますので、以下の説明をご一読ください。

電帳法が対象になるのは、事業者が行う以下の業務です。

- ①請求書を電子メールで送っている、等(電子データで取引を行っている)
 - ②電子データで国税関係帳簿、国税関係書類(12参照)を保存している
- 電帳法の目的は、これらの書類を電子データで保存することを「認める」法律です。

従来は紙での保存が原則でしたが、整理保存に手間がかかるため、これらを電子保存することにより、業務の効率化、作業負担の軽減化、保存に係るコストの低減を進めるための法律が電帳法です。

- ①**一定の条件を満たした場合に、国税関係の帳簿書類、国税関連書類を電子データで保存することを認めること**
- ②**電子データで取引を行っている情報を電子データで保存することの2点が、電帳法の内容です。**

12 「国税関係帳簿、国税関係書類を電子データで保存する」とは

前項「11」の②に記した「電子データで国税関係帳簿、国税関係書類を保存している」とは、以下の表に記した帳簿、書類を、電子データで保存することを示します。

国税関係帳簿	国税関係書類	取引関係書類
<ul style="list-style-type: none"> ・仕訳帳 ・総勘定元帳 ・現金出納帳 ・固定資産台帳 ・売上台帳 ・売掛帳 など 	<ul style="list-style-type: none"> 決算関係書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・棚卸表 ・その他の決算書類 	<ul style="list-style-type: none"> 取引関係書類 ・契約書 ・見積書 ・注文書 ・納品書 ・請求書 ・領収書 ・その他の取引書類

5 「課税事業者」「免税事業者」

課税事業者になるか免税事業者のままでいるかの判断材料として、課税事業者、免税事業者それぞれについてメリット、デメリットを以下に挙げます。

<課税事業者、免税事業者 それぞれのメリット、デメリット>

	課税事業者を選択した場合	免税事業者のままでいる場合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイスが発行できる =消費者以外の卸等の取引に支障が出ない ・仕入税額控除を受けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売相手が消費者だけであれば課税事業者になる必要はない ・消費税を納める必要は引き続かない ・事務作業が増えることはない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで納める必要がなかった消費税を納める =出費が増える ・消費税の申告、法律に基づいた適格請求書の保管などの事務作業が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 課税事業者相手(卸など)の販売形態は取引を断られる可能性がある =新たな取引先拡大、ビジネスチャンス拡大の可能性を失う

6 加盟店(牛乳販売店)はどうすべきか

それでは、皆さん牛乳販売店はどのような選択をしたらいいでしょうか。これまでの説明でおわかりのように、年間課税売上高が1,000万円を超える場合は、無条件で課税業者として登録しなければなりません。そこまで行かないお店の場合には、理論上は、必ずしも課税業者となる必要はないわけです。

さらに、インボイスは、消費者に対して発行する必要はありません。ですから、販売する相手が消費者のみであり、学校や保育園、温浴施設などへの卸を業とはしていない、という販売店は、インボイスを発行するために登録事業者になる必要はないのです。

ご自分のお店の、現在の販売規模、将来の展望、事務作業の余裕、さらに取引先との取引の状況などを勘案してみてください。

7 課税事業者になった場合に経理処理を軽減する「簡易課税」

課税事業者を選択したら、仕入と売上から消費税額を計算し納税することになります。さらに請求書の保存など、決まりに基づいた書類の管理を実施する必要があります(この請求書保存についても法律が改正されました)。小規模の事業者にとってこの作業は実際にはかなりの負担となります。

そこで、「簡易課税」という制度も選択できます。仕入れ金額は使わず、**業種ごとに定められたみなし仕入率を使って、売上分の消費税額だけをもとに納める消費税額を算出する方法**です。税計算が簡略化できます。また必要なのは売上分の消費税額だけなので、インボイスの保存の必要もありません。(課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択できます。)ただし、

- ・実際の消費税額よりも高く算出されても還付はされない
 - ・簡易課税を選択したら、2年間は通常の課税制度にもどすことはできない
- という点に注意が必要です。

8 登録は取り消しできる(ただし不利になる場合がある)

なお、インボイス制度導入の本年10月1日に適格事業者として登録されているためには、本年3月31日までに登録申請が必要であったことから、これからはもう登録事業者になれない、との誤解もありますが、**登録可能期間は令和11年9月30日まで**あります。

また、一旦、納税事業者になった、適格請求書発行事業者に登録した場合でも、これらの登録を取り消すこともできます。ただし、この場合、登録取り消しの時点から向こう2年間は、消費税を納める必要があります。

17 電子データ保存について

電子データ保存について、ここで詳しくご説明することは紙面の制約があり控えますが、電子データ保存の基本要件には以下があります。

- ①保存されたデータが検索・表示できるようにすること
- ②データが本物であることを保証すること、データの改ざんができないようにすること

があります。

詳しくは商工会やご担当の税理士さんなど、専門家のご指導をうけてください。

18 電帳法対応のメリット／対応しない場合のデメリットは？

電帳法は、はじめにご説明した設立の目的からいって、従えば業務効率化、コスト低減などのメリットがあります。さらにこれに加えて、法律面での優遇措置があることも、対応することのメリットです。それは、不正防止機能が付いた会計ソフト(「優良な電子帳簿」)を利用して記帳し電子データで保存している場合、

- ①青色申告特別控除額が65万円になる(通常は55万円なので10万円控除額が増える)
- ②過少申告加算税(申告漏れが発生した際のペナルティ)が軽減されるというメリットがあります。

逆に、違反した場合には、

- ①青色申告の取り消し(=節税メリットを失う)
- ②隠蔽や改ざんがあるとみなされた場合には重加算税が課されるおそれがある
- ③会社法違反で100万円以下の過料が科されるおそれがある

というデメリットがありますので、慎重に対応することが必要です。

13 「電子データで取引を行っている」とは

前項「11」の①「電子データで取引を行っている」とは、事業活動に伴う取引で発行する、

- ・契約書 ・見積書 ・注文書 ・納品書 ・請求書 ・領収書

などを、電子メールなどの電子データで送付、受領していることを示します。

14 電帳法の対象になるのは「電子取引」のみ

上記「12」、「13」については、税法で従来すべて「紙」で保存することとされてきました。ですから、皆さんは、PC等で作成したものを紙に印刷し保存する方法を取られていたはずですが、

最近では、請求書や領収書をデータで送ることも増えてきましたが、それを紙に印刷したり、別途原本を郵送してもらったりしていました。

税法とは別に、会計経理等に関する帳簿の発行・保存に係る電子データの法律である、**電帳法が平成10年に施行されました**。世の中のデジタル化の進行に伴い改正が加えられ、令和2年の改正(本年10月から施行)で、「11」で述べたように、業務効率化、負担軽減等を目的に、電子データでも保存してよい、と定められ、電子データでの保存方法が具体的に定められたものです。

電子データでの保存対象は「一定の条件を満たした国税関係書類」と「電子データで受け渡した取引情報」です。

15 猶予期間が設けられています

次項以降で具体的にご説明するように、電帳法に伴いやるべき事はかなりあり、準備が必要です。このため、令和5年度の税制改正により、次に記す要件を満たしている場合(*:下の囲み内参照)には、電子取引を行った際の取引情報について、従来の紙での保存も認められる猶予期間が設けられ、しかもこの猶予期間には現時点では期限が設けられていません。

(*:令和6年1月から期間を定めない猶予として、次の2条件を満たしている場合に紙保存が認められます。

- ・保存要件に従って保存することができない相当の理由があると認められること
- ・税務調査等の際に、電子取引データを求めに応じてダウンロード、プリントアウトできるように適切に取引情報の電子データを、税務調査の際等にダウンロードできるようにしておくこと

したがって、従来どおり、電子データでやりとりした請求書や領収書などを紙で保存することを続けるのは、とりあえず可能です。ただしこれは、電子保存に対応しなくてもいいというわけではありません。いつ猶予期間が終わってもいいように準備を進める必要がありますので、気を付けましょう。

一部の古い記事や、テレビのCMなどでは、あたかも、請求書・領収書等を紙でやり取りすること、紙で保存することが、すべて禁止されたかのような、誤解を生むまぎらわしい表現が見受けられますが、そうではありませんので注意が必要です。

16 何をすればいいの？

- ・ 国税関係帳簿
- ・ 国税関係書類
- ・ 電子取引

について電子保存をすることが必要です。

それぞれの帳簿・書類・取引は、電帳法上の区分と、電帳法に基づく保存方法が定められており、皆さまはこれに従った区分、保存をすることになります。

それぞれの関係は、少しややこしいですが、下の表のようになります。

保存対象	書類の例	電帳法上の区分	保存方法	
国税関係帳簿	仕訳帳 総勘定元帳 現金出納帳 売掛帳 等	電子帳簿等保存	電子データで保存	
国税関係書類	決算関係書類	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 等	電子帳簿等保存	
	取引関係書類	自分で発行した書類	電子データで作成した書類	電子帳簿等保存
		紙で作成した書類	契約書 見積書控 請求書控 領収書控 等	スキャナ保存
	相手から送られた書類	紙で作成した書類	契約書 見積書 請求書 領収書 等	スキャナ保存
電子取引	契約書 見積書 請求書 領収書 等	電子取引	電子データで保存	

インフォメーション

全改協からのお知らせ

全改協の加盟店2店が食流機構「優良経営食料品小売店等表彰」の審査対象になっています

(公財)食品等流通合理化促進機構(食流機構(*))が実施する「優良経営食料品小売店等表彰」に、本年度全改協より、

大阪府 NPO法人JSBデリーサポート
(代表者 北村眞隆氏)

千葉県 株式会社STS
(代表者 三溝誠氏)

の2加盟店が審査対象になっています。

この表彰事業は、「独創的な経営技術を駆使し、優れた経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店等を発掘し表彰することにより、食料品小売事業者等の意欲の向上と食料品小売業界の発展に寄与すること」を目的とした、1977年(昭和52年)から続く歴史を持つものです。

全改協が食流機構に加盟店を推薦し、書類審査、食流機構の調査票審査、必要に応じ現地訪問調査を経て審査されます。審査は、店舗設備の工夫、販売促進の手法、人材教育の取組、コストの削減策などについて、業績、独創性、普遍性などを重視した経営ノウハウがあるかが審査されます。

審査結果は2月に決まります。

結果が公表されましたら、全改協だよりにてお知らせします。

(*食品等流通合理化促進機構(食流機構):農林水産物・花きやそれらを原材料とする飲食料品の流通部門の構造改善を促進することを目的として平成3年に設立された指定法人。全改協会長も理事として参加している。)

